

川棚町立川棚小学校『いじめ防止基本方針』

平成26年3月23日制定

本方針は、人権尊重の理念に基づき、川棚町立川棚小学校の全ての児童が安心して生活し、共に学び合うことができるよう、「いじめ問題」を克服することを目的に策定するものである。

1 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」第2条において、いじめとは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

2 本校の基本方針

「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に全く無く関係な子どもはいない。」という基本認識にたち、弱い者をいじめることは、人間として絶対に許されない。どのような社会にあっても、いじめは許されない。いじめる側が悪いという毅然とした態度で、いじめを訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応にあたる。

また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない。という基本理念に立ち、川棚小学校の全児童が、豊かな人間関係の中でいじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるよう全校挙げて取り組まなければならない。そのために、以下の事項に取り組んでいく。

- ① 学校、学級にいじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童と教職員の人権感覚を高めるための取組に努める。
- ③ 温かな人間関係を育み、児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ④ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ⑤ 学校と家庭そして関係機関や専門家と協力して、いじめの早期発見・早期解決に努める。

3 全体計画



【いじめに対する措置】	
いじめられた側	いじめた側
○聞き取りを重視し、心身の被害を的確に把握して迅速な初期対応を行う。 ○見回り等によっていじめの継続を防止する。 ○いじめの理由や背景を探り、根本的解決を図る。 □自分の気持ちを正直に他者へ伝える。 △我が子を守り抜くという姿勢を子どもに見せる。 △問題解決に向けた学校の取組を理解し協力する。	○いじめは絶対に許さないという毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。 ○いじめの理由や背景を探り、根本的解決を図る。 □いじめられた子の立場にたって自らを振り返る。 △学校はいじめられた子を守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 △被害児・保護者への適切な対応(謝罪等)を行う。
学 校 全 体	
○問題を軽視せず、相互聞き取りによる正確な実態把握とすばやい指導体制の確立と方針を決定し、子どもへの指導・支援に努める。	

○教職員の取組 □子どもの取組 △保護者の取組

4 年間計画

月	計画及び評価	実態把握等	各教科・道徳・特別活動・行事等	情報モラル	教育相談	職員研修
4	年間活動計画検討 1学期活動計画確認	学童との懇談会	歓迎集会・遠足	各教科指導 計画確認		基本方針確認 服務規律
5		生活いじめアンケート	運動会		教育相談	
6		民生委員との懇談会	「長崎っ子のところを見つめる 教育週間」(道徳公開授業) 講話		家庭訪問	事例研修
7	相互・評価実施 (学校評価)			保護者啓発 講話	個別相談	
8	評価結果検討		平和集会			人権教育
9	2学期活動計画確認	学童との懇談会	4年生社会科見学			情報教育
10		生活いじめアンケート	秋の遠足 3校交流会 宿泊学習		教育相談	
11			修学旅行 川小まつり	携帯・ネット利用調査		事例研修
12			人権週間(児童会活動)			人権教育
1	3学期活動計画確認	生活いじめアンケート	特別支援教育校内委員会	保護者啓発 プリント	教育相談	
2	相互・外部評価実施 (学校評価)		新1年生との交流会		幼保授業 参観	
3	評価結果検討		お別れ集会 年度反省と教育課程編成		幼保中との 連絡会	

生活指導等情報交換会

たてわり遊び・掃除

※ 毎月、木曜日15:45～情報交換会を実施、情報の共有(別紙計画案)